

National Association of Crime Victims and Surviving Families  
NAVS

# ニュース・レター

VOL.20 2004.12.20  
E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8694  
東京中央郵便局私書箱1646号

TEL: 03-5319-1773  
FAX: 03-5319-1774

VOICE

## あすの会発足5周年を迎えて

幹事 宮園 誠也

5年前の1999年10月31日、東京の岡村事務所に5名の犯罪被害者・被害者遺族が集まりました。法から疎外され、社会からその存在すら認められていないわが国における犯罪被害者の現状を語り合い、「犯罪被害者の会」を設立することを決め、「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求めて」のスローガンの下、2000年1月23日にシンポジウムを開催し会を発足させました。今まで社会の片隅で世間の好奇の目と偏見に耐え沈黙を守ってきた犯罪被害者・遺族のシンポジウムだと報道で伝えられたため、会場から溢れるほどの参加者が集まりました。当日、犯罪被害者・遺族は場内発言になると、今まで胸に秘めてきた怒り、悲しみ、苦しみを一気に吐き出すように語り、会場は熱気につつまれました。その後、主催者から「犯罪被害者の会」の設立が呼びかけられ、100余名の参加者が入会し、発起人の岡村弁護士、林、本村、渋谷、宮園の5名が幹事に推薦され、岡村弁護士が代表幹事に選ばされました。

当会の設立を契機に、犯罪被害者の置かれている悲惨な実情が社会に知られるようになりました。代表幹事が国会や政党等へ招かれ、意見発表や講演活動をおこない、会員への講演やテレビ出演の依頼も増え活動の場を広げました。2001年11月には名称も「全国犯罪被害者の会」と改められました。

設立後、犯罪被害者保護関連二法の制定により、刑事裁判に被害者の保護が規定され、一定の前進が見られました。犯給法も改正さ

れましたが、自賠責に比べて開きがありその是正が待たれます。また、会が強く求めてきた司法解剖後の遺体搬送も、修復費に続き本年4月から公費負担で行われるようになりました。しかし、10月現在実施している自治体はまだ11県のようです。

私たちは、設立時の目的である

- (1) 犯罪被害者のための刑事司法の実現
  - (2) 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度の創設(訴訟参加)
  - (3) 犯罪被害者が刑事裁判の中で民事上の損害回復が出来る制度の創設(附帯私訴)
- 以上の3点を掲げ、2003年2月から本年2月まで全国で街頭署名活動を展開してきました。このことはマスコミにより広く報道され、当会を知らなかった地方の被害者・遺族に勇気をもたらしました。

昨年7月8日、小泉総理大臣に直接、被害者・遺族の実情を訴え、その翌日には森山前法務大臣に署名を提出しました。これが「犯罪被害者等基本法」の成立につながったものと考えます。これも会員が一丸となって行った署名活動の結果であり、私たちが求めてきた「犯罪被害者の権利獲得」のための運動が5年を経てようやく実を結んだものと考えます。

今後は、この基本法が具体化にあたって、犯罪被害者のためにどのように運用されてゆくのかを見守ると共に、犯罪被害者の権利と支援制度の充実した先進諸国に劣らぬ制度確立の為に更なる努力が必要と考えます。

## TOPICS

### ヨーロッパ調査を終えて

#### —ハイデルベルクの銀杏の葉—

弁護士 守屋 典子

みなさんもご存知のとおり、我が国の犯罪被害者補償制度はきわめて不十分なものです。今回、私は10月上旬にあすの会が発足5周年にあたりおこなった被害補償の先進国であるイギリスとドイツの制度調査に、イギリス班の一員として参加させていただきました。

イギリスでは、1995年に犯罪被害補償法が制定され、1級から25級までの障害等級表（タリフ・スキーム）に基づいて、被害者への支給額が一律に決定されるという制度ができました。その上に、28週間をこえる期間就労能力を失った場合には所得補償がなされ、その上、車椅子や住居の改造などが必要な場合には、特別補償としてその費用が一括で支払われることになっています。上限は50万ポンド（約1億円余）です。ドイツでも、労働能力喪失率30%以上の状態が6ヶ月以上継続した場合には、年金方式により、減収額の42.5%の支払が受けられる制度になっています。その他にも、両国とも医療費はすべて無料など、いろいろな社会保障制度が充実していて、十分とは言えないまでも、犯罪被害者が生活に困窮する状態に陥るのを防ぐ制度ができます。

我が国においては、社会保障制度一般も両国のように充実していません。そのような制度の下でどのような補償制度をつくるかは大変難しい問題ですが、先進国の制度の良い点を組み入れ、我が国にふさわしい補償制度の実現に向け努力していきたいと思います。

10月9日の午後、予定していたすべての仕事を終え翌朝の帰国を前にして、私たちはフランクフルトから電車で約1時間のところにあるハイデルベルクに足をのばしました。古城のある丘の上から美しい街の眺めを見ていた時、頭上の銀杏の木からひらひらと1枚の黄色く色づいた葉っぱが舞い降りて、私の左掌の上にす~っと落ちました。まるで、私の手の中に降りることが決まっていたかのように、ごく自然に入ってきたのです。とても不思議で、なんなくいいことがあるような気持ちがしました。帰国して、たまっていた新聞に目を通していたとき、10日の朝日新聞朝刊の「天声人語」欄にハイデルベルクの記載があるのを見つけ、驚きました。10日の朝といえば、ちょうど私の手に銀杏の葉が舞い降りてきた頃です。天声人語の書き出しはこうなっていました。「ドイツの古都ハイデルベルクで、ゲーテがイチョウの葉を1枚手にして詩を書いた。それを、晩年ひそかに愛した人へ送る。《東の國からはるばると／移し植えられたこの葉には／心ある人をよろこばす／ひそやかな意味がかくれています》」

全くの偶然だと思います。でも、良い補償制度が作れそうな、そんな勇気が湧きました。

## INDEX

VOICE あすの会発足5周年を迎えて	1
TOPICS ヨーロッパ調査を終えて—ハイデルベルクの銀杏の葉—	2
法律まめ知識／府中刑務所を見学して	3
5周年記念大会	4
活動報告	5
集会及び幹事会の報告	6~9
運営の基本・会計／あとがき	10

## 法律まめ知識 ⑬

# 少年と犯罪

## 一 非行

少年事件、少年犯罪という場合の「少年」は、20歳未満の男女のことです。紛らわしいのですが、成人でないという意味で「少年」を使っていますので、女子高生が万引きをしても「少年」事件です。

刑法では、14歳未満の子供が人を殺しても犯罪にならないことになっていますが、少年法は、窃盗その他法に触れることをした14歳未満の子供を「触法（しょくほう）少年」とし、大人の犯罪とは別の手続を取ることにしています。

また、刑法では、14歳以上になれば刑事責任を問えるのですが、少年法は、14歳以上20歳未満の少年が犯罪を犯した場合（「犯罪少年」）には、まず保護処分（保護観察や少年院への送致など）を原則とし、保護処分では不十分と思われる場合に刑事処分にすることになっています。

このほか、将来犯罪を犯したり、法に触れることをする虞がある少年を「虞犯（ぐはん）少年」といって、少年法の対象としています。

このように、少年法が少年を大人の場合と違う取扱いをしているのは、少年の方が立ち直りしやすいと考えられているからです。

少年の行動は、育った環境に影響を受けがちですので、少年法は、環境をよくしたり（保護観察や児童自立支援施設・児童養護施設送り）、悪い環境に染まった性格を直したりする（少年院送り）ことで、非行少年の立ち直りを支援しようと考えてきましたが、少年の審判では、加害少年のことばかり考え、被害者のことには思いを致していませんでしたので、批判が強まりました。また、自分が犯した罪に直面することなく、非行少年の反省も立ち直りもありません。平成12年、少年法は、「審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。」と改められました。

旧称「監獄」といわれ、刑の決定した犯罪人が自由を奪われて送られる暗く閉ざされた世界は、「刑務所」という名称の下ではいかなる場所なのであろうか。訪問しての報告をお届けします。

## 府中刑務所を見学して

平成16年10月19日、折しも台風が近づき、強い雨が降り続ける中、関東の会員、ボランティア18名が府中刑務所を訪問しました。

5年前に完成した新庁舎は、まるでヨーロッパの高級ホテルを思わせる威厳のある豪華な佇まいでした。独房、6人房、作業所、風呂場、体育館、食事メニュー等40分ぐらいの見学コースをはさんで、法務省矯正局補佐官、府中刑務所調査官、同法務事務官の3名より、概要説明と質疑応答が行われました。

手入れの行き届いた東京ドーム5個分という広大な敷地の中で、定員約2,600人収容のところ、現在、日本人2,500人、外国人550人が服役中であるとのことです。日本人の半数以上は暴力団関係者であり、殺人犯は30名、外国人の殺人犯は50人にも及んでいます。木工、縫製、印刷など様々な作業所で週40時間の労働が義務づけられており、その職業訓練と生活指導が処遇プログラムの中心になっており、受刑者に対しての贖罪教育はほとんど行われていないのが実情です。会員からも「もっと個々の罪と被害者に向き合う時間をつくるべきであり、真に被害者の冥福・回復を祈り、二度と罪を犯さないように誓わなければ更生とは言えない」という厳しい意見が相次ぎました。

府中刑務所の再犯率は4.5回と高いものでした。法務省矯正局では現在、「被害者の視点を取り入れた教育」を検討中であるとはいうものの、今後も被害者の思いを伝え、行刑施設での贖罪教育の重要性、再犯防止教育の徹底を訴えていく必要性を再確認させられました。

## 全国犯罪被害者の会（あすの会）5周年記念大会

2005年1月23日（日）9:30~17:00

日比谷三井ビル 8階ホール（東京都千代田区有楽町1-1-2）

全国犯罪被害者の会（あすの会）が発足して5年が経過しました。その間、当会は犯罪被害者の悲惨な状況を世に訴え続け、ヨーロッパにも犯罪被害者の法的、社会的実情を調査するために調査団を2度派遣しました。今回の大会では今秋派遣されたヨーロッパの補償制度の報告が行われます。

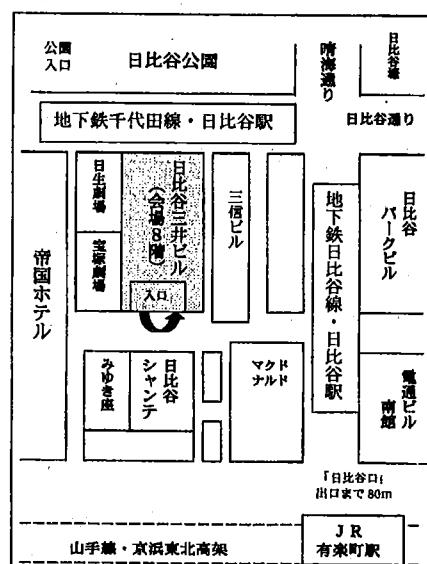
一方、一昨年からは犯罪被害者の司法参加を求めて全国的に署名活動を展開し、557,215名の方々からご署名いただきました。このような多くの方々のご支援により、犯罪被害者等基本法が12月1日に成立しました。犯罪被害者の権利が認められ、犯罪被害者対策のスタートラインにやっと就くことが出来ました。

犯罪被害者の権利確立、被害回復制度の確立等当会の活動目的を再確認し、今後の活動方向を考えるために、当会の発足日と同じ2005年1月23日に記念大会を行うことになりました。

会費は無料です。会員の皆さまは勿論、一般の方々のご参加も歓迎いたします。

多くの皆さまのお越しをお待ちしています。

### 会場地図



### プログラム（予定）

- |       |                                                                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 09:30 | 開会（09:00 受付）                                                                                                    |
| 09:30 | 開会挨拶 岡村 熱（代表幹事）                                                                                                 |
| 09:45 | 来賓挨拶                                                                                                            |
| 10:00 | 被害者補償制度<br>ヨーロッパ調査報告<br>(1) イギリス 守屋 典子 氏（弁護士）<br>(2) ドイツ 高橋 正人 氏（弁護士）<br>総括と提言 白井 孝一 氏（弁護士）                     |
| 11:00 | 訴訟参加制度案要綱<br>京野 哲也 氏（弁護士）                                                                                       |
| 11:15 | 特別講演<br>「被害者の権利確立に向けての国連の取り組み」<br>講師 Eduardo Vetere 氏<br>(国連犯罪薬物事務所条約局長)                                        |
| 12:00 | 昼食休憩                                                                                                            |
| 13:00 | 記念講演「犯罪被害者等基本法について」<br>講師 上川 陽子 氏（衆議院議員）                                                                        |
| 14:00 | シンポジウム<br>「全国犯罪被害者の会（あすの会）の<br>5年間の歩みと今後の課題」<br>コーディネーター 諸澤 英道 氏<br>(常磐大学教授)<br>基調講演 岡村 熱（代表幹事）<br>パネリスト あすの会幹事 |
| 16:10 | 全国犯罪被害者の会総会<br>役員選任、決議                                                                                          |
| 17:30 | 懇親会                                                                                                             |

### 宿泊ホテルのご案内

会場を無償でご提供いただきまして三井不動産様のご厚意により、会員のために、ホテルを割引料金（シングル￥6,000）で宿泊させていただきました。ご宿泊をご希望の方は、お早めにあすの会事務局までご連絡ください。

◆三井ガーデンホテル蒲田◆

TEL 03-5710-1131

（JR、東急蒲田駅から徒歩3分。羽田空港から京浜急行線利用で20分。）

### 懇親会

大会終了後、同じ会場で懇親会を行います。会費は3,000円です。全国の会員が集まる機会ですので、是非ご参加ください。一般の方々にもご参加いただき、意見・情報交換をしていただければと思います。大勢の皆様のお越しをお待ちしております。

### ボランティアのお願い

当会のボランティアとして、登録している方に、当日、会場の受付、整理、誘導などをお願いしたいと思います。ご協力いただけます方は、あすの会事務局まで、ご連絡ください。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 活動報告

月	日	活動	内 容
9	5	補償制度研究会	
	5	第41回関西集会	
	7	附帯私訴研究会	
	7	憲法調査研究会	
	9	岡村代表幹事出席	「被害者の視点を取り入れた教育」研究会
	9	岡本真寿美会員講演	第7回愛知県犯罪被害者支援連絡協議会総会
	11	第32回関東集会	
	12	第44回幹事会	
	12	第15回中部集会	
	17	松村幹事講演	TBS記者研修
	18	岡本真寿美会員講演	大分被害者センター主催設立1周年記念講演・シンポジウム
	20	補償制度研究会	
10	25	第12回九州集会	
	27	補償制度研究会	
	2	岡村代表幹事講演	富山県人権擁護委員連合会、富山地方法務局主催 人権講演会及びシンポジウム 「犯罪被害者の人権について」
	3	第42回関西集会	
	3-11	補償制度研究会海外調査(ドイツ)	
	4-11	補償制度研究会海外調査(イギリス)	
	13	猪野幹事、鈴木八恵子会員講演	曹洞宗千葉県宗務所主催講演会
	16	補償制度研究会	
	16	第33回関東集会	
	17	第45回幹事会	
	19	府中刑務所見学	
	21	附帯私訴研究会	
11	21	高松由美子会員	西宮市立中央公民館にて
	23	假谷幹事講演	八王子市青少年対策石川地区委員を対象に
	24	第16回中部集会	
	25	岡村代表幹事講演	曹洞宗保護司連合会総会・研修会 「犯罪被害者をどう守るのか」
	26	岡村代表幹事出席	犯罪被害者プロジェクトチーム(公明党)のヒアリング
	29	補償制度研究会	
	29	本村幹事講演	被害者こころの支援センターえひめ 講演会 in 2004
	7	第43回関西集会	
	8	附帯私訴研究会	
	18	附帯私訴研究会	
	18	「犯罪被害者等基本法案」衆議院本会議で通過	
	19	補償制度研究会	
12	20	第34回関東集会	
	20	第13回九州集会	
	21	第46回幹事会	
	28	岡本真寿美会員講演	石川被害者サポートセンター冬期研修会 「犯罪被害者のおかれている現状」
	29	岡本真寿美会員講演	金沢弁護士会犯罪被害者支援委員会主催 犯罪被害者支援委員会指定講習
12	1	「犯罪被害者等基本法案」参議院本会議で通過	

## 関東集会の報告

第32回関東集会 平成16年 9月11日（土） 参加者34名（会員20名）

今回は岡村代表が参加し、あすの会の近況報告がありました。

先ず、今国会（10月～12月臨時国会）に自民党が提出する「犯罪被害者等基本法案」について、被害者の権利、位置づけについての詳しい説明があり、これまで取り組んできた意見書については、現段階で50件近くの地方自治体から国に提出されているとの報告がありました。

また2002年のヨーロッパ調査団に続き、補償問題についての調査のため、本年10月3日から11日までの日程で再度イギリス、ドイツへ調査団を派遣するとの説明がありました。帰国後の報告が待たれます。

10月中に関東集会のメンバーで府中刑務所を見学することが伝えられ、代表幹事が見学したときの感想と見学時のポイントなどを話しました。

そして、あすの会設立5周年の大会が来年1月23日（日）に開催されることが報告され、全員の力で成功させることを確認しました。

その後、保護司の石川修道氏より「保護司の役割」の講演があり、まとめとしてこれからは加害者と被害者の両者の状況を知った上で更生のための指導監督を行った方が有効且つ効果的であると、個人的には考えているというお話をありました。そして犯罪被害者等基本法の成立を信じ散会しました。

第33回関東集会 平成16年10月16日（土） 参加者25名（会員16名）

前半では最近参加者が固定化している関東集会のもち方について話し合われました。また、先日NHK「おはよう日本」で3日間にわたり放映された特集の内容について意見交換がされました。

後半はフリーライターの藤井誠二氏のご講演でした。少年犯罪に関する著書も多く、100名もの犯罪被害者を直接取材された経験をふまえてのお話は具体的で説得力のあるものでした。最も印象に残ったのは、最近の映画や本などの例から、加害者を許す被害者像をよしとする風潮が広がることに対して警鐘を鳴らされたことでした。対話をして分かり合って許すなどということは、簡単に論じられる問題ではないというのが被害者の気持ちではないでしょうか。修復的司法や死刑廃止論に関して被害者自身が発言していくことの重要性を痛感しました。藤井氏の率直なお話に心動かされ、質疑応答でも会員の思いが語られた会でした。

第34回関東集会 平成16年11月20日（土） 参加者33名（会員14名）

はじめに、会員のみの話し合いで、裁判中の方々が、どのように弁護士と信頼関係を築き、裁判に臨んでいるかを話しました。その後、学生達が加わり、幹事から11月18日に衆議院本会議で可決された「犯罪被害者等基本法案」について経過報告がありました。出席者全員で法案の読み合わせをし、明記された「その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利がありその救済は国の責任」の一文を噛み締めました。具体的な施策はこれからという事ですが、ようやくここまでたどり着いたという思いです。

最後に関西テレビで放映された「被害者家族の7年（神戸児童連続殺傷事件）」のビデオを見ました。重いテーマで、もしあの時弟を一人で行かせぬ一緒に行っていたら、弟は事件に遭わなかつたし、守つてあげられたと自分を責め続ける兄。少年法に阻まれ意見陳述も出来なかつた父。皆、自分達の姿と重なり、一生忘れる事は無い苦悩、逃げ場の無い現実に涙を流しました。

<次回以降のおしらせ>

1月 8日（土） 13時～17時

2月12日（土） 13時～17時

東京文化会館

台東区上野公園5-45 TEL（03）3828-2111

会費 1,000円

## 関西集会の報告

第41回関西集会 平成16年 9月 5日(日) 参加者46名(会員28名)

今回、初めて兵庫県での集会となりました。多くの参加者があり、テレビ朝日「スーパーモーニング」とNHK岡山放送局の取材も行われました。

「犯罪被害者代理人のパイオニアとして」神戸連続児童殺傷事件の被害者代理人となられた井関弁護士のお話と、「兵庫県警被害者対策室の取り組みについて」がテーマでした。

幹事会報告の後、陳情の経過報告と次回陳情場所への取り組み方を決めました。

### 「井関弁護士のお話」

最初、代理人を受けるかどうか悩んだ。加害者には何名もの弁護士がついたが、被害者はほったらかしてあり受任することにした。被害者の母親は「ふつうの生活に戻りたい」と望むが、現実にはそれはできないし実際問題として何もできない状態であったが、被害者の希望に添う姿勢で活動した。

事件後、「人にはできるだけ優しく接してゆきたい」という父親の言葉には胸をうたれた。加害者が少年院にいる間の情報は全く入ってこなかった。派出所情報は被害者に通知する制度がないため当初は否定されたが、法務省がきちんとすべきであろう。仮退院情報は説明するとの話があり、少しは改善されたが、被害者全員にも情報開示をして欲しいという被害者遺族の思いは当然であり、制度化してゆくべきである。今後も被害者の視点に立った活動を行ってゆきたい。

### 「兵庫県警被害者対策室の取り組み」

二次被害の防止ということで、警察は捜査、犯人逮捕が第一義であるため被害者から話を聞いたり、現場での立ち会いなどを行ったりするが、被害者の状態に沿った事情聴取を行うように配慮してゆきたい。職員への指導教育で被害者支援の徹底・継続的支援が行われるよう組織作りを目指している。

支援組織では、サポートセンターで危機介入をしたり相談に応じたり、カウンセリングを実施したりしている。兵庫の支援センターは日本で初めて被害者が役員になった組織であり、非常によく機能している。

集会の後、兵庫県の未解決事件3人の情報を求めるチラシを配布しました。

第42回関西集会 平成16年10月 3日(日) 参加者32名(会員21名)

テレビ朝日「報道ステーション」の取材がありました。

「1970年代の被害者補償問題」を取り扱ったビデオを鑑賞し、「あすの会発表・訴訟参加制度案要綱」を日頃あすの会でご協力いただいている山上弁護士に解説していただき、「精神医学について・初步から」を当会会員の医師に講演していただきました。

幹事会報告の後、陳情活動の報告と今後の取り組みを話し合い、関東集会に参加した会員の報告、また某損保会社が目撃者情報収集のための費用に対する保険を創設したということが話題になりました。

「訴訟参加制度案要綱の解説」は山上弁護士が制度案作りに関わってこられた事もあり、以前の集会で全員朗読した時とは違い非常にわかりやすく、会員に好評でした。そしてこのような法案がぜひ成立する事を望むというのが全員の声でした。

医師による「精神医学講座」は前回の集会で全員の希望で始まりました。

同じ医師ばかりが鑑定を行うということは「その見解が学説化し偏向が生じる」など、精神科医として現役でもある先生の講座は被害者にとって衝撃的内容で幕を開けました。そのほか、「司法精神医学」は医学生の教科書400ページの中に僅か2ページしかないこと、精神障害者の人権を優先させるか、犯罪予防のための保安処分(障害者の拘束)を優先させるかという問題が存在すること、責任能力の有無については簡易鑑定を3日間で行うが、日数不足のため中途半端な鑑定となりやすいうこと、生物学的(客観的)もしくは社会心理学的(相対的)かのどちらに重きを置くかによって、つまり鑑定者がどちらの医学説に依拠するかによって鑑定結果は異なることなどをお話しされました。

今後も行ってもらいたいという意見で一致しました。継続して行う予定です。

第43回関西集会 平成16年11月 7日(日) 参加者35名(会員26名)

サンテレビと関西テレビの取材がありました。

「陳情活動の具体化」、「未解決事件の現状」、「犯罪被害者等基本法」がテーマでした。

東京より幹事1名と九州集会の会員1名の参加がありました。

「陳情活動の具体化」について、県レベルは、岡山・広島・鳥取・島根に、市町村レベルは、兵庫県の伊丹・川西・三田に陳情を行うことを決定しました。県レベルは、決定通りすでに(12月4日現在)完了しました。

#### 「未解決事件の現状」

事件から3年も過ぎると、捜査がされているのか否かわからず、ほったらかしにされていると受け取れる状態である。未解決のため自分自身で犯人探しをしたい衝動に駆られるが、何をしたらよいのかわからず、一人で悩むことが続いた。アドバイスが欲しいと思い、あすの会を頼った。ある会員のピラ配りによる犯人逮捕を知って懸賞金をかけることを決意した。一方で、被害者は定期的に警察に捜査状況について説明を求める必要があると思った。

「犯罪被害者等基本法」については、法案の朗読検討を行いました。

#### <次回以降のお知らせ>

1月 9日(日) 13時～17時

2月 6日(日) 13時～17時

クレオ大阪西 大阪市此花区西九条6-1-20 TEL (06) 6460-7800

会費 1,000円

## 中部集会の報告

第15回中部集会 平成16年 9月12日(日) 参加人数 5名(会員 4名)

今回は、幹事会報告やテーマもなく各自の近況報告をしました。事件後転居を余儀なくされた会員が、お母さんが急に倒れ1ヶ月ほど入院し、ようやく落ち着いたので何とか参加出来るようになったとの話がありました。被害に遭われ、とくに高齢で長年住み慣れた土地を離れ、環境の変化に適応するというのは精神的な負担が大きく体調も崩しやすいのだと痛感しました。

そして、被害者問題をテーマに会員を取材した学生からは、被害者が抱える問題の大きさを感じ、今後何かの機会があれば被害者問題について取り上げていきたいという発言がありました。

第16回中部集会 平成16年10月24日(日) 参加人数 3名(会員 3名)

参加人数3名と少人数での集会となってしまいましたが、幹事会報告をし、その中で犯罪被害者等基本法案骨子案は被害者の権利についておおまかな形でとらえたもので、今後具体的検討について被害者の為の基本法となるよう、さらに訴え続けなければならない事を再確認しました。

また、中部集会の活動として議会への請願・陳情についても検討されました。

#### <次回以降のお知らせ>

1月15日(土) 13時～17時 ウィルあいち

名古屋市東区上豊町1 TEL (052) 962-2511

## 九州集会の報告

第12回九州集会 平成16年 9月25日(土) 参加者10名(会員 8名)

NHK広島放送局の取材がありました。

少年院、女囚刑務所、警察学校での講演報告と、会員の活動報告および情報交換でした。

第13回九州集会 平成16年11月20日(土) 参加者28名(会員18名)

回を重ねるたびに集会の運営が軌道に乗ってきてているのが感じられます。我々の活動が実を結び、念願の犯罪被害者等基本法が成立しようとしています。大きな一歩を前に、喜びと同時に今後の活動の大切さを感じました。

今回初めて、我々の活動を一般の人に知つてもらうことと新会員を募ることを目的に、一般公開を試みました。報道機関の協力を得て、事前報道していただいたところ反響は大きく、多くの問い合わせや

参加希望がありました。当日は、関東集会、関西集会から幹事、会員の応援、取材報道陣、法学部の学生、一般の人たちが多数詰め掛け、会場が狭かったにも関わらず実りある集会でした。

#### <次回以降のお知らせ>

1月29日（土） 13～17時 クローバープラザ

福岡県春日市原町3-1-7 TEL (092) 584-1212

原則として、集会の参加者は会員のみです。

会員の方で、初めて参加を希望される方は、事務局へご連絡下さい。

## 幹事会の報告

第44回幹事会 平成16年 9月12日（日） 出席者11名

ドイツ、イギリスへの調査団派遣の日程および目的と内容の概要が報告されました。補償制度の調査に関して、補償金を出す側と受ける側の両面の制度に加え、社会保障制度全般についても調査するとの説明がありました。

あすの会の次回総会は、平成17年1月23日と決定し、大会の内容については、ドイツ、イギリスの調査報告と、あすの会の各研究会よりの報告および犯罪被害者等基本法関連となる予定です。また、総会での提言等も話し合いました。詳細につきましては、今後検討していくことになりました。

意見書に関して、50近く意見書が提出されていますが、20ほどの都道府県および政令指定都市への陳情等のはたらきかけが、未だなされていない状況です。法案作りの後押しにもつながる事から、自治体に対しての更なる陳情書提出の必要性が語られました。

第45回幹事会 平成16年10月17日（日） 出席者12名

第2回ヨーロッパ調査団報告書の構成について、次回幹事会までに草稿が完成するので、提言についてその場で検討し、12月上旬には印刷に回せる予定との報告がありました。関係者の原稿作成に当たってのご尽力の様子も伝えられ、資料の翻訳等を含め充実した有意義な報告書が期待されます。

犯罪被害者等基本法案（仮称）骨子案（平成16年10月13日）につき、全文を幹事が交代で音読し、ご出席くださった弁護士の解説を交え、検討しました。

「犯罪被害者」の定義については、犯罪により害を被った者及びその家族又は遺族となっている。前文にある、犯罪を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々とは、立法府及び国を指すのか、また犯罪被害者等が刑事に関する手続きに適切に関与することができるようであるが、司法参加までゆくのか具体的な内容に关心をもって今後の展開を見守ってゆく必要があること、また基本的施策事項1から13項目はあすの会の活動と関係が深く、基本法の成立があすの会の出発点であることを確認しました。

来年1月23日の5周年記念大会に向けての準備、新年度の活動方針について幹事の役割分担等について検討しました。

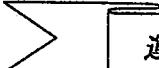
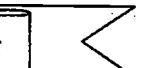
第46回幹事会 平成16年11月21日（日） 出席者17名

基本法については、この法律を育てていくことを念頭において、施策推進会議会長が総理大臣ではなく内閣官房長官である（第24条）ことは残念な気がする、また給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）とあるのは補償制度とするのがより望ましいのではないか等の意見が出されました。

1月の5周年記念大会については、スケジュール等を検討し、大会責任者と各担当者を選び、準備にかかることになりました。

「何人も安全に生活する権利を有する」と「生命又は身体を害する犯罪による被害者又はその遺族は、刑事事件の情報を知る権利、及び訴訟手続に参加する権利を有し、ならびに国に補償を求める権利を有する」を、人権項目に追加するという憲法改正私案の説明がなされました。

ヨーロッパ調査報告書作成にあたり、日本の現行制度を踏まえ、一時金と年金の二本立て制度を提言することになり、12月上旬までに問題点を把握することになりました。


**運営の基本**

**【会員】**

会員は、生命・身体に関する犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

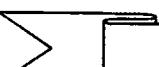
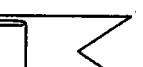
**【ボランティア】**

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

**【報道】**

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。


**会 計**


当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務所管理、ニュースレター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、全て支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

**寄付金のお振り込み先****□郵便局**

00170-6-100069 「あすの会」

**□三井住友銀行 丸の内支店**

(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 熊」

**□東京三菱銀行 丸の内支店**

(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 熊」

**おねがい**

ニュースレターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。取り上げてほしい記事などがございましたら、お知らせください。

どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

**法廷付き添い**

**事件を思い出す裁判傍聴に  
私達が付き添います！**

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

**無料法律相談**

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行ってています。

生命・身体に関する犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

□ PM 1:00 ~ 4:00

□ 03-5319-1773

**あとがき**

犯罪被害者等基本法成立の日、記者会見の席上で、「今日は誕生日です」という代表幹事の言葉に、「さあ、これからだ」という思いを聞きました。基本法が名に恥じぬ法律になる事を願っています。「あすの会」という、名は体をあらわすにふさわしい人々が原動力になったのですから。あすの基本法を見守り続けている人々がいることを国は忘れないで下さい。